

議案第30号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「第22条の2の2第7項」を「第22条の2の2第9項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（説明） 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）が施行されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

() は、改正点

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 37, 200円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。))に100分の50を乗じて得た額)</p> <p>ア 老齢福祉年金(令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(7)・(イ) (現行に同じ。)</p> <p>イ・ウ (現行に同じ。)</p> <p>(2)～(15) (現行に同じ。)</p> <p>2～4 (現行に同じ。)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 37, 200円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。))に100分の50を乗じて得た額)</p> <p>ア 老齢福祉年金(令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(7)・(イ) (省略)</p> <p>イ・ウ (省略)</p> <p>(2)～(15) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>